

人格的利益侵害の損害賠償請求権の消滅時効

—ドイツ法・韓国法との比較法的検討を踏まえて—

松 本 克 美*

目 次

- I はじめに
- II 改正民法における時効法改革と人格的利益侵害
- III 比較法的検討
- IV 日本法への示唆
- V 時効法改革私案
- VI おわりに

I はじめに

2020年4月1日に施行される「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)は、次節で詳論するように消滅時効期間の二重期間化を通じた時効期間の統一による時効期間の短期化を実現した。他方で人の生命・身体を害する損害賠償請求権の消滅時効期間については例外的に長期化した。

ところで日本より一足先の2001年に民法典の現代化のための債権法の大改正を実現し2002年1月1日から改正法を施行させているドイツでは、後述するように生命・身体・健康・自由という日本よりも広い範囲の人格的利益の侵害に関する損害賠償請求権の消滅時効期間について例外的長期化を図っている。また、2013年には、故意によるこれらの人格的利益及び性

* まつもと・かつみ 立命館大学大学院法務研究科教授

的自己決定の侵害に対する損害賠償請求権については、主観的起算点からの3年の短期消滅時効の適用を排除し、30年の長期時効期間のみ適用されるという画期的な法改正も行なっている。

またこれも後述するように韓国では、日本とほぼ同時に民法改正の委員会を立ち上げ、5年の審議を経て作成された改正案をもとに法務部が条文文化して国会に提出したが、残念ながら国会の会期切れで廃案になった。その改正民法案においては、未成年者に対する性的侵害についての損害賠償請求権の消滅時効について未成年の間は時効は停止するというドイツ法と同様な特別な停止事由を提案していた。この提案は改正民法案が廃案となったあと、2018年に再びこの停止事由だけを内容とする民法の一部改正案として法務部から国会に提出されている。

本稿では、このように生命・身体という人格的利益侵害の損害賠償請求権についての消滅時効期間の長期化を図った日本の改正民法の意義を確認した上で、日本よりも広い範囲の人格的利益侵害の時効法の特則化を実現しているドイツ法、あるいは実現しようとしている韓国法の意義と背景について比較法的検討¹⁾を行い、それを踏まえて、今後の日本法の立法論について若干の提言を行いたい。

II 改正民法における時効法改革と人格的利益侵害

1 二重期間化による時効期間の統一・短期化

改正前民法は、債権の原則的消滅時効を<権利を行使することができる時から10年>と定めていたが(改正前166条1項, 167条1項)、同時に多くの短期時効の例外も定めていた。とりわけ、いわゆる職業別の債権の短期時

1) なお本稿で論じるドイツ法、韓国法以外の時効法改革の世界的動向については、平野裕之「消滅時効——世界における単純化と短期化の流れの中で——」円谷峻編著『社会の変容と民法典』(成文堂, 2010年)79頁以下、松本克美「債権の原則的消滅時効期間の二重期間化の合理性」深谷格他編『大改正時代の民法学』(成文堂, 2017年)91頁以下等を参照されたい。

効、すなわち医師や助産婦、薬剤師の診療報酬や設計、施工、監理を業とする者の工事に関する債権は3年（改正前170条）、弁護士、公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件終了時から2年（改正前171条）、生産者、卸売商人、小売商人の代金債権や他人のために物を製作したり、自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とした者の仕事に関する債権、学校の授業料等の債権は2年、運送に関わる債権や飲食料債権等は1年などと規定していた。法制審議会民法（債権関係）部会（以下、単に部会と呼ぶ）の審議においては、このように細かく区分された債権の短期時効を定めることの合理性が疑われ²⁾、今回の改正民法ではこれらの短期時効は廃止されるに至った。その結果、従来の「権利を行使することができる時」という客観的起算点からの債権の消滅時効期間の10年の規定を適用するだけでは、一挙に時効期間が長期化し過ぎてしまうという理由で、「債権者が権利を行使することができることを知った時」という主観的起算点からの5年という短期時効に統一する提案がなされ³⁾、このような債権の原則的消滅時効の二重期間化が改正民法により実現したわけである（166条1項1号、2号）。

他方で、民法典に改正前から存在していたそれ以外の二重期間は原則として、次のようにほとんどそのまま存続させられた。①取消権の期間制限（126条—追認をすることができる時から5年、行為の時から20年）、②詐害行為取消権の期間制限（426条—債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年、行為の時から10年—改正前は20年）、③相続回復請求権（884条—相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年、相続開始の時から20年）、④遺留分減殺請求権の期間制

2) 法務省参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（2013年。傍点部分で引用する。以下同様）21頁。なおこの「補足説明」を含め、部会会議に出された資料や各種の案、議事録については、法務省の部会のホームページに登載されている（http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html）。本稿では引用する資料や議事録等の個別のアドレスをいちいち表記することは煩瑣なので省略する。

3) 前掲注（2）「補足説明」68-69頁。

限(1048条—遺留分権利者が、相続開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から2年、相続開始の時から10年)がそれである。

2 生命・身体侵害の損害賠償請求権の消滅時効期間についての特則

改正民法は、人の生命又は身体を害する債務不履行責任に基づく損害賠償請求権について、「権利を行使することができる時」という客観的起算点からの消滅時効期間を20年とした(改正民法167条)。上述したように通常の債権の長期期間は10年であるから、その2倍である。

また、不法行為による損害賠償請求権についての主観的起算点(被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時)からの短期消滅時効については、人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効期間は5年とし(724条の2)、原則期間の3年(724条1号)より2年長い期間を定めた。

この結果、人の生命・身体を害する損害賠償請求権の主観的起算点からの短期消滅時効期間は、債務不履行でも不法行為でも5年に、また、客観的起算点からの長期消滅時効期間は20年に統一されることになった(ただし、起算点は上述のように異なる)。

このように生命・身体侵害の損害賠償請求権について例外規定を設けた趣旨は、部会の審議過程によれば、第一に、生命・身体が極めて重要な法益であること、第二に、生命・身体が侵害された場合は、権利行使が困難になることが多いことである⁴⁾。

3 二重期間化の評価

このような改正民法の二重期間化については、法制審議会で議論がなさ

4) 前掲注(2)「補足説明」は、「法益の要保護性が高いことや債権者(被害者)に時効の進行を阻止するための行動を求めることが期待しにくいことなどから、債権の原則的な時効期間よりも長期の時効期間を設けるべきであるという考え方がある。」とする(77頁。下線は引用者。以下同様)。

れる以前に提案されていた幾つかの時効法改革案でも提案されていたところである。金山直樹を代表とする時効法研究会は、「債権の消滅時効は、債権者に権利行使を期待できる時から、5年の経過によって完成する。弁済期から10年を経過したときも、同様とする」という二重期間化を提案している⁵⁾。その理由は、民法上の短期消滅時効（1年、2年、3年）と商事時効（5年）を廃止し、普通時効期間を5年に統一すること、ただし、従来の普通時効期間の10年の半分にするので、権利行使の期待可能性を配慮した主観的起算点より5年とすること、客観的起算点を伴う最長期間を設けるとするのがその提案趣旨である⁶⁾。

また、鎌田薫を委員長とする民法（債権法）改正検討委員会は、提案【3.1.3.44】（債権時効の起算点と時効期間の原則）で、客観的起算点である権利行使をできる時から10年の時効期間と、債権者（又は法定代理人）が債権発生の原因及び債務者を知った時から3年／4年／5年という主観的起算点からの二重期間を提案し、その理由として、債権者が債権行使の現実的可能性を得たのに債権を放置することは、具体的な帰責事由に該当することを挙げている⁷⁾。

今回成立した原則的時効期間の二重期間化についても肯定的な意見がある⁸⁾。しかし、私見は別稿⁹⁾で詳論したように、債権の原則的消滅時効について、主観的起算点からの短期時効を導入した点については大きな疑問を有している。すなわち、労災・職業病や学校事故などで不法行為責任を

5) 金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』（商事法務、2008年）301頁。

6) 金山直樹編・前掲注（5）302頁。

7) 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』（商事法務、2009年）198-199頁。

8) 松久三四彦は、二重期間化について、「債権者保護と債務者保護のバランスもよく、近時の時効法の国際的な動向でもあり、妥当であると考え」とする（松久三四彦「消滅時効」法時86巻12号（2014年）57頁）。なお松久は、いちや早く原則的消滅時効期間の二重期間化を提案した前述の時効法研究会のメンバーでもあるので、原則的消滅時効期間の二重期間化に肯定的であるのは、当然なのだろう。

9) 松本・前掲注（1）87頁以下。

追及した場合、その損害賠償請求の消滅時効が損害及び加害者を知った時から3年(改正前724条前段)という短期時効にかかるので、それを回避して権利行使ができる時から10年という時効期間(改正前民法166条、167条)の適用をはかるために、安全配慮義務違反の債務不履行責任という法的構成が取られることも多かった。いわゆる〈時効メリット〉の活用である。ところが、今回の改正民法では、債務不履行に基づく損害賠償請求権について、被害者が権利を行使することができることを知った時から5年という短期消滅時効が導入されるので、従来の〈時効メリット〉が活用できなくなってしまう。

論者の中には、同一の事故について債務不履行か不法行為かという責任追及の法的構成の違いによって時効期間が変わる方が不合理であるとして、従来の〈時効メリット〉自体を不合理なものとして捉える立場もある¹⁰⁾。そのような立場からすれば今回の改正は何ら不合理でなく、むしろ合理的と捉えるのであろう。また部会委員の中には、安全配慮義務違反の債務不履行による損害賠償請求権などについて、「主観的起算点を入れたから何か有害なことが起こってくるということであれば別ですけれども、そうでなければ、仮に二元的な枠組みが通ったとしても、それはおかしなことではないというように感じます」との発言もある¹¹⁾。

しかし、労災・職業病や学校事故は、被害が発生したからといって、直

10) 佐久間毅は、「債務不履行と構成するか不法行為と構成するかによって債権の消滅時効期間が異なることに合理性があるとはいえない」とする(佐久間毅『民法の基礎1総則』有斐閣、2018年)415頁。また、部会での議論においても、山本敬三幹事は、「請求権競合が問題となるようなケースで、債務不履行責任か、不法行為責任かでそこを来してくるといふ事態は避けられるような立法的手当ができればと思います。」と発言し(「部会」第34回議事録・2011年11月1日・40頁)、鹿野菜穂子幹事は、「損害賠償請求権が行使された場合、それが債務不履行構成によるのか、不法行為構成によるのかで時効に大きな違いが生ずるということ自体に果たしてどこまで合理性があるのかという問題は、従来から指摘されてきたと思います。」とする(部会第65回会議事録・2012年12月18日・31頁)。

11) 潮見佳男他「座談会・企業法務からみた民法(債権関係)の改正に関する中間試案(上)——消滅時効、暴利行為、不実表示、約款、請負、委任をめぐる」NBL1014号(2013年)における潮見佳男の発言(17頁)。

ちに被害者が使用者や学校を相手取り訴訟を起こせるものなのだろうか。私見は、安全配慮義務違反の債務不履行構成事件が労災・職業病や学校事故で利用されることが多いことの背景には、在職中ないし在学中に使用者や学校を被告として損害賠償請求訴訟を提起することが、雇用や学校継続ないし勤務評定や成績評価などとの関連で被害者に不安を引き起こし、解雇や退職、卒業などの後でようやく使用者や学校を相手取り提訴に至ることも多いというこれらの事故類型における権利行使の客観的困難性に権利行使時期が遅れる大きな要因があるのではないかという分析をかつて行なった¹²⁾。このような分析が正しいものであれば、権利行使をすることができることを知ったのだから5年もあれば権利行使はできるであろう、だから、5年の短期時効で良いのだとは一概に言えない¹³⁾。

そしてこのように、従来、安全配慮義務違反が問題となってきた事案では、権利を行使することができることを知ってから5年という短期時効の一律的適用が不合理だという考えからすれば、客観的起算点からの時効期間が20年に伸びたからといって、そのことは、主観的起算点からの短期化の不合理を補うものではないのであるから、問題の解決にはならないと言える。もっとも、生命・身体侵害の場合の債務不履行による損害賠償請求権の主観的起算点からの時効期間を10年とするならば、改正前と同じ時効期間なのであるから現状の改悪にはならない。次項でこの点を検討しよう。

12) 松本克美『時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002年）46頁以下。

13) 部会の議論では、大阪弁護士会所属の中井康之委員が次のように発言している。「弁護士会の圧倒的多数は、期間については10年を維持すべきであるという意見です。……例えば医療過誤や、労災事件における安全配慮義務違反を考えると、このような債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を念頭に置いたときに、この10年が短期化すること自体、あってはならないことだという基本的認識が弁護士の中にあるのだらうと思います。そこから民事時効については10年を維持すべきであると考えています。」（部会第34回議事録・2011年11月1日・13頁）。

4 生命・身体侵害の債務不履行に基づく損害賠償請求権の主観的起算点からの時効期間の再検討の必要性

今回の改正民法が二重期間化を導入する大きな要因として説明されたのは、前述したように、職業別短期消滅時効規定の不合理的理由としたそれらの廃止であった¹⁴⁾。これらは、各種の報酬債権や代金債権という財産的利益をめぐる債権であり、これらの債権について主観的起算点からの5年間という短期時効を適用することは、期間という観点からは、むしろ長期化したのであるから、それほど不合理なものではないかもしれない¹⁵⁾。

ところが従来、安全配慮義務違反で問題となった被侵害利益は、生命・身体・健康なのである¹⁶⁾。これらの人格的利益の侵害に対する損害賠償請求権の法益としての価値の重大性を考慮するならば、客観的起算点からの長期時効について20年とする例外を定めるだけでなく、主観的起算点からの短期時効についても例外を定め、「ただし、人の生命・身体を害する損害賠償請求権については、権利を行使することができることを知った時から10年とする」とした方が合理的であったのではないだろうか。実際にも、部会での中間試案の段階では、「生命・身体の侵害による損害賠償請求権の発生原因が債務不履行であるか不法行為であるかを問わず、例えば、権利を行使することができる時から〔20年間／30年間〕、債権者が債

14) 三浦直樹弁護士は、「短期消滅時効という例外的な規定を削除する代わりに、原則的な一般消滅時効を短縮するという発想は、角を矯めて牛を殺すに等しい愚挙である」と指摘する(三浦直樹「消費者の視点から 消滅時効について」ジュリスト1436号(2014年)85頁)。

15) もっとも、これらの短期時効は、弁済の証拠を長期間保存しなくて済む点で消費者の利益にかなっていたことを指摘する見解もある(中田裕康「民法173条1号の適用」千葉大学法学論集7巻3・4号(1993年)129頁、金山直樹『時効における理論と解釈』(有斐閣、2009年)16頁)。

16) なお筆者は、財産の安全配慮義務も認められるべきでないかと考えている(松本克美「財産の安全配慮義務」滝沢昌彦他編『民事責任の法理』(円谷峻先生古稀祝賀論文集)(成文堂、2015年)295頁以下)。財産の安全配慮義務違反に基づく債務不履行ないし不法行為の損害賠償請求権の消滅時効期間は、人格的利益侵害ではないので、それぞれの原則的時効期間となる。

権発生の原因及び債務者を知った時から「5年間／10年間」という時効期間を設けることが考えられる。」とされていたのである¹⁷⁾。そして、部会の審議過程で「生命・身体に対する損害について主観的起算点を伸ばす仕組みを設けていただきたい。その時の期間としては10年が適当である。」との発言もあったのである¹⁸⁾。

しかし今回の改正民法の審議の過程で結局、このような提案は採用されず5年案が要綱案のたたき台として部会内で審議された¹⁹⁾。債務不履行による生命・身体侵害の損害賠償請求権についても主観的起算点から10年ではなく5年となった理由は、第一に「時効期間が現状よりも短期化するとしても、現実的な権利行使の機会が5年間保護されていることや、被害者が権利行使の具体的な可能性を知った後、時効中断の措置をとることができない状況が5年以上継続することは實際上それほど多くはないと考えられることからすれば、時効期間が短期化する場合が生じることによる実質的な弊害はそれほど大きくないと考えられる」こと、第二に「また、仮に主観的起算点からの時効期間を10年とした場合には、軽微な身体侵害も督促の適用対象に含まれていることとの関係で、現状と比較して債務者側の負担が重いものになる事例が生ずることにも留意する必要があると考えられる。例えば、労働契約上の安全配慮義務違反の事案において、使用者側が労働者側に対し、事故発生後速やかに事故状況についての具体的な説明を行ったり、関係書面を開示したりしていたとしても、その後10年は訴訟を提起されるかもしれない不安定な立場に置かれることになり、長期にわたり証拠を保全する必要が生ずることとなる。」「これらの事情を踏まえ、債権者側および債務者側双方の利益を考慮したバランスのよい特則を設けるという観点からすれば、主観的起算点からの時効期間は5年とすることが

17) 前掲注(2)「補足説明」78頁。

18) 中井康之委員の発言（部会第74回議事録・2013年7月16日・22-23頁）。

19) 「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台（12）」として出された部会資料78A。

適切であると考えられる。」というわけである²⁰⁾。

しかし、このような理由が従来の権利行使可能な時から10年の時効期間を、権利行使可能なことを知ってから5年に半減する理由として十分に合理性を有するのか疑問である。

第一に、「たたき台」は、「被害者が権利行使の具体的な可能性を知った後、時効中断の措置をとることができない状況が5年以上継続することは實際上それほど多くはない」というが、これは何を根拠とした評価なのであろうか。前述したような時効メリットの維持が不要であるというのなら、何故に前述したような弁護士からの反対意見が多いのであろうか。また現状では、消滅時効期間は権利行使可能な時から10年なのである。それが生命・身体侵害の場合に、権利行使可能なことを知った時から10年になることによって「現状と比較して債務者側の負担が重いものになる」というのは、どういうことであろうか。例えば、改正前民法では権利行使可能な時から8年目に権利行使可能なことを知った場合、あと2年以内に時効の中断をしておかなければ消滅時効が完成する。これを改正民法では、権利行使可能なことを知った時から5年の消滅時効にかかることになるが、この5年を10年に伸長する案では、結局、権利行使可能な時という客観的起算点からは18年消滅時効にかからないことになる。しかし、そもそも改正民法は生命・身体侵害の債務不履行の場合の損害賠償請求権は権利行使可能な時から20年の時効期間とする改革なのであるから、そもそも20年間は証拠保全の必要性があるのである。20年の証拠保全の必要性がある改革をしておきながら、他方で、生命・身体侵害の場合の短期時効を5年から10年に伸長する案に対して「現状と比較して債務者側の負担が重い」という批判は的外れなのではないか。

この「たたき台」について審議した部会の第88回会議では、債務不履行による生命・身体侵害の場合には、たたき台と異なり10年とすべきとする

20) 前掲注(19)部会資料78A・18頁。

意見が中井康之委員（大阪弁護士会）²¹⁾、岡ヒロミ委員（消費生活専門相談員²²⁾）から出された他、岡正品委員（第一東京弁護士会）も安全配慮義務違反の債務不履行の損害賠償請求権が5年に縮まることに納得できないという意見が多いということを紹介した上で、生命・身体侵害の損害賠償請求権については主観的起算点からの5年の規定の適用をやめて、今まで通り権利行使可能な時から10年のままにしたらどうかとの提案も出されている²³⁾。

こうした議論状況の中で、司会の鎌田薫部会長からは、「主観的起算点から5年という期間を10年にせよという御意見が複数出ているですけれども、原案がいいという意見は余り出ていないんですが²⁴⁾」という議論の整理が出たところで、経済界から選出の佐成実委員（東京瓦斯株式会社総務部法務室長）が、「多分、10年になるとしますと相当議論が出て、恐らく中には相当強い反対をされる方もいらっしゃるだろうということが予想されます²⁵⁾。」という応答があった。こうした議論を経て、結局、弁護士会選出の委員や消費者側委員などが生命・身体侵害の債務不履行に基づく損害賠償請求権につき主観的起算点から5年とすることに反対し10年とすべしとする複数の意見が強く出されたにも関わらず²⁶⁾、5年案が採用された。現状を大幅に変更し被害者の権利を弱める方向での時効法改革であるだけに拙速な改革であるという印象を否定できない。今後の立法論的課題として

21) 中井康之は5年案のたたき台について、「生命・身体の損害に限っては主観から10年というのをなお検討いただけないか。もう一度、その点についての検討を賜りたいと思う次第です。」と強調している（第88回会議（2014年5月20日議事録・40頁）。

22) 前掲注（21）第88回会議議事録・40頁。

23) 前掲注（21）第88回会議議事録・43頁。

24) 前掲注（21）第88回会議議事録・46頁。

25) 前掲注（21）第88回会議議事録・47頁。

26) なお第88回会議以前の時点でも複数の委員から安全配慮義務違反の債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効が実質的に短縮されることへの懸念を表明する意見が出されていた。新谷信幸委員（日本労働組合総連合総労働局長）・第12回議事録・13頁、山川隆一幹事・第12回議事録・31頁、第34回議事録・34-35頁、安永貴夫委員（日本労働組合総連合会副事務局長）・第63回議事録・41頁など。

再検討すべきである（本稿V参照）。

5 その他の人格的利益

冒頭で紹介したように、ドイツでは、日本と異なり、人の生命（das Leben）・身体（der Körper）だけではなく、健康（die Gesundheit）・自由（die Freiheit）の侵害についても、通常の時効期間よりも長い30年の客観的起算点からの長期時効期間を定めている（ドイツ民法典199条3項2号）。

日本の改正民法の審議過程でも、健康やその他の人格的利益の侵害に対する損害賠償請求権について例外的な時効規定を置くかどうか論点とされた。部会の初期の議論の段階では、検討事項として次のように指摘されている。「生命、身体への侵害による損害賠償請求権については、債権一般における原則的な時効期間よりも長い期間を定めるという考え方を採る場合に、具体的な対象範囲については、『生命、身体、健康又は自由に対する侵害』とする考え方や、『生命、身体、名誉その他の人格的利益に対する侵害』とする考え方が提示されているが、どのように考えるか²⁷⁾。」

このうち、部会では、健康については、身体侵害の中に健康侵害も含まれるから特別な規定は不要であるとされた²⁸⁾。その他、「自由」ないし「人身の自由」は特別に含めて良いのではないかと提案もあった²⁹⁾。部会では、「自由」や「人格的利益」の外縁が不明確なので、法的安定性の点からは、これらの法益侵害を時効期間の長期化の範囲に含めるべきでないという意見も出て、生命・身体以外の人格的利益についての特則化は今回見送られた³⁰⁾。この点に関する立法論的課題については、ドイツ法、韓

27) 『民法（債権関係）の改正に関する検討事項・法制審議会民法（債権関係）部会資料＜詳細版＞』（民事法研究会、2011年）433頁。

28) 部会資料31「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（4）」13頁。

29) 部会第34回会議での山本敬三幹事の発言（部会第34回会議議事録・2011年11月1日・40頁）。

30) 部会第12回会議では潮見佳男幹事から「生命、身体それから健康といったあたりまでですといいんですが、その他の人格的利益まで広げてしまうと、その他の人格的利益とい

国法の比較法的検討を行なった上で後述することにした。

Ⅲ 比較法的検討

1 ドイツ

(1) 2002年の債務法の現代化に伴う時効法改革

① 原則的時効期間の二重期間化

ドイツでは、2001年に「債務法の現代化のための法律」(Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts)が成立し、翌年2002年1月1日から施行された³¹⁾。それによれば、原則的時効期間(regelmäßige Verjährungsfrist)は、従前の30年間から次のような主観的起算点からの3年間に短縮された(BGB § 195)。通常の3年の時効期間の起算点は、①請求権が成立し、かつ、②債権者が当該請求権を根拠づける諸要件と債務者となる者を認識した時、ないし重過失なく認識すべきであった年の末日をもって開始するものとされている (§ 199 I)。また、このような請求権と債務者に関する認識等がなくても、請求権の成立から(von ihrer Entstehung an)10年で時効にかかる。すなわち、従来の原則的消滅時効が客観的起算点からの30年という単一時効であったのが、主観的起算点から3年、客観的起算点から10年の二重期間とされたのである。これに伴い、種々の短期消滅時効規定も不法行為に基づく損害賠償請求権も含め、この原則的消滅時効に可能な限り統一された。

② 生命・身体、健康、自由侵害の場合の長期時効期間の特則

ただし、生命(das Leben)、身体(der Körper)、健康(die Gesundheit)、自由(die Freiheit)の侵害に基づく損害賠償請求権は、その成立と認識な

→うものの範疇が非常に広くて、また論者によって様々なところがございますので、当面はそこまでは広げる必要はないのではないかと思います。」(部会第12回会議議事録・2010年11月20日・25頁)という意見、それに同調する岡正晶委員(東京第一弁護士会)の意見(同30頁)などが出されている。

31) ドイツの債務法の現代化の全体像を紹介分析したものとして、半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』(信山社、2003年)、同『ドイツ新債務法と民法改正』(信山社、2009年)。

いし重過失なき不知に関わりなく、そのような損害を惹起させた行為ないし義務違反ないしその他の事象から30年で消滅時効にかかるものとされた(§199Ⅱ)。なおこの場合の「自由」とは、ドイツ民法典823条が規定する不法行為成立のための被侵害利益である「自由 Freiheit」と同じく、一般的な行動の自由(die allgemeine Handlungsfreiheit)とか一般的な決定の自由(die allgemeine Entschlussfreiheit)という広い意味での「自由」ではなく、判例・通説上、意思に反する物理的な身体的拘束(die körperliche Bewegungsfreiheit gegen den Willen des Betroffenen)に限る趣旨と解されている³²⁾。

ところで、ドイツ民法典の元々の原則的消滅時効期間は先に述べたように30年であり、不法行為に基づく損害賠償請求権の客観的起算点からの上限も、これと同じ30年であった。従って、このような法益侵害の場合に時効の上限期間が改正民法において例外的に長期なのは、実は、ドイツ改正民法が原則的時効期間を上述のように10年に短縮したが、これらの特別な法益侵害の場合の時効期間については短期化しなかったということになる。

③ 性的自己決定の侵害の場合の特別な時効停止規定

2001年に成立した時効法改革では、従来、不法行為に基づく損害賠償請求権について規定されていた交渉中の時効停止規定が、全ての消滅時効に当てはまる時効停止事由として一般化された(§203)。

さらに注目されるのが、性的自己決定の侵害を理由とした請求権(Ansprüchen wegen Verletzung der sexuellen Selbstbestimmung)について特別な時効停止規定が定められた点である(§208)。すなわち、この請求権については、債権者が満21歳になるまでは時効が停止する。その趣旨は、未成年の間は法定代理人である親が子どもの性的被害を知った場合に、加害者が家族であればそのことを考慮したり、スキャンダルになるのを恐れて損

32) Palandt. Bürgerliches Gesetzbuch, 74. Aufl. 2015/ Hartwig Sprau § 823. Rn. 6/Jürgen Ellenberger § 199. Rn.44.

害賠償請求権などを行使しないうちに、短期の3年の時効期間が経過してしまい、被害を受けた子が成人（18歳）に達した時には、損害賠償請求権を行使するか否かの自己決定ができなくなってしまうからである。また、成人年齢より3年後まで時効を停止させるのは、成人になったからといってすぐに損害賠償請求権を行使するのは困難であろうということを考慮したものである。なお性的自己決定侵害を理由とする請求権の請求権者が、時効開始の際に、この請求権の債務者（加害者）と家庭生活共同体³³⁾において（in häuslicher Gemeinschaft）生活を共にしていた場合には、同じくその間に損害賠償請求権を行使することの困難に配慮して時効は家庭生活共同体が終了するまで停止する³⁴⁾。なお条文の文言は時効開始の際に被害者が加害者と同じ家庭生活共同体にいることを要件としているが、実際には、性的自己決定の侵害があったのちに同一の家庭生活共同体で暮らすようになる場合も多いので、その場合は、家庭生活共同体に入ってから時効が停止するとする解釈が有力に主張されている³⁵⁾。

（2）2013年の時効法改革

更に2013年には故意による生命、身体、健康、自由、性的自己決定侵害に対する請求権については、主観的起算点からの短期消滅時効の適用がない（197条1項1号）という画期的な時効法改革が成立した³⁶⁾。この改革の

33) 家庭生活共同体 die Häusliche Gemeinschaft とは、ドイツ民法典617条の雇用契約における使用者の被用者が病気になった場合の配慮義務（Krankenfürsorge）との関連で使用されている概念である。血縁関係のある家族の共同生活だけでなく、住み込みで働く場合の共同生活や会社の寮なども含む（Nomos Kommentar, Bürgerliches Gesetzbuch, 10. Aufl. 2019/ Klaus Schreiber §§ 617–619, Rn.6）。

34) 以上の点については、Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, Bd. 1.8. Aufl. 2018/Helmut Grothe § 208, Rn.1,2.

35) Grothe § 208, Rn.7.

36) この改革については、松本克美「民事消滅時効への被害者学的アプローチ——児童期の性的虐待被害の回復を阻害しない時効論の構築のために」被害者学研究27号（2017年）36頁以下でも紹介した。

趣旨は、2010年に明らかになった教会関係の寄宿舎で聖職者等から性的虐待の被害にあった多数の者が過去の被害を告発し、社会問題化したことに端を発する³⁷⁾。メルケル首相は、この問題についての被害発生の防止と被害回復についての法改革を進めるために、専門家によるラウンドテーブルを設置し、そこで出された最終報告書³⁸⁾をもとにこのような時効法改革が実現することになったのである³⁹⁾。また、国際的要因として、ドイツが性暴力被害の回復を実効あるものにするためのイスタンブール条約を批准し、性的虐待被害についての被害者の権利を十分保障することというこの条約の条項を国内法化したという側面もあろう⁴⁰⁾。故意による性的自己決定侵害だけでなく、故意による生命、身体、健康、自由の侵害についても3年の短期消滅時効の適用が廃止されたのは、性的虐待を伴わない児童虐待や、そうでなくてもこのような法益の侵害を受けた成人の被害者が損害賠償請求権を3年以内に行使することについて、同様に精神的な諸困難が存在すると考えられたからである⁴¹⁾。

37) 松本・前掲注(36)36頁。

38) Wilhelm Rörig, Bilanzbericht des Unabhängigen Beauftragten zur Aufarbeitung des sexuellen Kindersmissbrauchs, 2013.

39) Das Gesetz zur Stärkung des Rechte von Opfern sexuellen Missbrauchs (StORMG – 性的虐待の被害者の権利を強化する法律)。

40) イスタンブール条約は性暴力被害に対する被害者の権利の強化のための国内法化を批准国に要請している(29条 – 民事上の訴訟および救済措置 1項 締約国は、加害者を相手どった十分な民事上の救済措置を被害者に提供するため、必要な立法上その他の措置をとる。30条 – 賠償 1項 締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪について被害者が加害者に対する賠償請求権を有することを確保するため、必要な措置をとる)。同条約の訳文については、ARC 平野祐二の子どもの権利・国際情報サイト(<https://w.atwiki.jp/childrights/>)参照。同条約の紹介として、今井雅子「欧州評議会『イスタンブール条約』」国際女性29号(2015年)84頁以下参照。

41) J.von Staudingers Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch mit Einführungsgesetz und Nebengesetzen, Neubearbeitung 2014/Frank Peters/Florian Jacoby, § 197. Rn.8a.

2 韓 国

(1) 韓国民法の歴史と特徴

韓国民法については、ドイツ法のように日本で知られているわけではないと思われるので、その特徴と改正動向を若干敷衍しておこう。

韓国では戦前の日本植民地時代の1912年に朝鮮民事令（制令第7号）が制定された。その第1条は朝鮮の「民事ニ関スル事項ハ本令其ノ他ノ法令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ法律ニ依ル」として、日本民法、信託法、商法など23個の各種法律を挙げていた。

これによりこの時期には日本民法が適用され、併用民法と呼ばれた⁴²⁾。

第二次大戦後、1948年7月17日に大韓民国憲法が制定・公布され、大韓民国が樹立された。政府のもとに法典編纂委員会が設置され、法律体系の整備作業が始まったが、朝鮮（韓国）戦争（1950年6月25日に始まり1953年7月27日に休戦）による作業の中断もあり、韓国民法典が制定公布されたのは1958年2月22日（法律第471号）、施行は1960年1月1日であった⁴³⁾。

韓国民法典は日本民法典と同じく総則、物権、債権、親族、相続の各編からなるパンデクテン方式を採用している。韓国民法にはドイツ民法学の影響が大きいですが、基本的には日本民法を基礎に置いていると言われている⁴⁴⁾。

本稿で検討の対象とする消滅時効（소멸시효）は日本民法と同じく民法総則に規定されているが（162条-184条）、取得時効は所有権の取得（소유권의 취득）原因として物権編第3章所有権のところに規定されている（245条以下）。また不法行為の損害賠償請求権の消滅時効は日本民法と同じく不法行為のところに特別規定を置いている（766条）。

韓国民法典は日本と異なり時効の援用に関する規定を置いていない。そのため、学説上は時効期間の経過により、当然に（당연히）権利が消滅し、

42) 高翔龍『韓国法・第3版』（信山社、2016年）158-159頁。

43) 高・前掲注（42）160-162頁。

44) 高・前掲注（42）166頁。

援用は不要であるとする絶対的消滅説(절대적소멸설)と、権利が当然に消滅することはなく、時効の利益を得る者に援用権(원용권)が発生するだけだという相対的消滅説(상대적소멸설)が対立している⁴⁵⁾。判例は時効完成後の時効利益の放棄は認められているので、弁論主義の原則上(변론주의의 원칙상)、時効の利益を受ける者が抗弁として時効利益を受けることを主張しなければならないとしているとしている⁴⁶⁾。

さらに判例は消滅時効に基づく抗弁権の行使(소멸시효의 기한 항변권의 행사)も、民法の大原則(민법의 대원칙)である信義誠実の原則(신의성실의 원칙)と権利濫用の禁止の原則(권리남용금지의 원칙)の支配を受けることを認めている。具体的には債権者が権利行使や時効中断をすることが不可能(불가능)ないし著しく困難(현저히 곤란)だった場合や、債務者が消滅時効を援用しないという信頼を債権者に生じたさせた場合などには、時効の援用が信義則に反し、権利の濫用として許されないとする⁴⁷⁾。

(2) 韓国民法の改正動向

韓国では民法制定後、財産法については部分的な改正があっただけで基本的には制定時の民法がそのまま適用されてきたが、日本の法制審議会に民法(債権関係)部会が設置され改正論議がされていた(2009年11月~2015年2月)のほとんど同じ時期(2009年2月~2015年2月)に民法改正のための委員会が法務部(日本の法務省に当たる)に設置され、財産法についての広範にわたる改正案が作成された⁴⁸⁾。それをもとに、法務部から韓国の

45) 池元林, 民法講義, 第13版, 弘文社, 2014, 432-433면. 本書は韓国で定評のある民法全体の教科書である。

46) 池元林・前掲注(45) 434면.

47) 池元林・前掲注(45) 435-436면. 日本でも時効援用権の信義則, 権利濫用による制限に関する判例法理が形成されていることは周知の通りである。筆者の分析として, 松本・前掲注(12) 143頁以下, 近時の論稿として香川崇「わが国裁判例にみる消滅時効の援用と信義則」富大経済論集58巻2・3号(2013年) 191頁以下。

48) 高・前掲注(42) 163頁. 권영준, 2014년 법무부 민법개정시안 해설, 법무부, 2017, 17-21면. なお, 韓国では実は1999年に法曹界と学界の専門家12名で民法改正特別委員

国家に民法改正案が提出されたが、2016年5月に国会の任期満了で結局廃案となってしまった⁴⁹⁾。

第4期の実務委員（실무위원）として民法改正委員会に加わっていたクォン・ヨンジュンは、今回の民法改正案の背景について次のような民法の「現代化（현대화）」と「国際化（국제화）」の必要性を挙げている⁵⁰⁾。

現行民法が制定された1950年代と今でもその民法が適用されている2010年代の社会には大きな格差（큰 격차）があり、現代社会の在りように似つかわしい民法の現代化が必要だ。民法の現代化は、社会の変化に応じて生成、変化した判例や法律を民法典の中に選択的に受け入れるという消極的次元においてだけではなく、変化していく社会を規律するために、適切な規範を先制的に（선제적으로）創出するという積極的次元でも必要だ。

さらにまた、民法の国際化（국제화）も必要だ。国際化とは、世界的に生成、発展している民事法理の変化をきちんと理解して、この中の一般的な合理性を引き出して、我が国固有の実情にも適合する要素を積極的に受

ㄴ 会が設置され、5年4ヶ月の作業を経て、最後に2004年6月に民法財産改正案を準備し、同年の10月に国会に提出されたが、国会議員の無関心の中で十分な審議を経ることなく、国会の任期満了で廃案になったことがあるという（권영준, 17면）。後者を執筆したクォン・ヨンジュン・ソウル大学法学専門大学院（法科大学院）教授は、元裁判官でハーバード・ロー・スクールに留学の経験もある。2012年から2013年にかけて法務部の改正民法委員会の第4期改正委員会として各分科会の案を検討する任に当たっていた。本書は、この改正委員会試案を法務部が民法改正案として国会に提出したが、結局国会の任期切れと廃案となったのを受けて、民法に関する論点整理と今後の立法作業の資料となるようにとの意味を込めて、法務部がクォン教授に執筆を依頼したものである。

49) 高・前掲注（42）163頁。もともと改正民法案として全体的な案を国会に提出するのではなく、改正委員会以案としてまとまるごとに法務部が民法の一部改正案として国会に漸次提出し、段階的に改正を実現することが予定されていたが、このような段階的な改正は、成年後見と成人年齢を引き下げた民法の一部改正案が成立した後は、国会での審議がなかなか進まず、結局、改正案をまとめて法務部が国会に提出することになったという。この点について、徐熙錫「韓国における民法改正作業の最新動向（上）——2009年民法改正委員会案（債権法分野）を中心に——」NBL1016号（2014年）67-68頁。

50) 권영준, 17면.

容することだ。

(3) 韓国民法における時効法改革

① 債権の原則的消滅時効期間の二重期間化

韓国の民法改正案では時効について、権利を行使することができる時又は違反行為をした時（不作為を目的とする債権の場合）から10年の客観的起算点からの消滅時効と、債権者が権利を行使することができることと債務者が誰かを知った時という主観的起算点からの5年の二重期間化が提起された（改正案162条1項、3項⁵¹⁾）。改正案の趣旨も、日本の改正議論と類似している。民法改正員会で時効法改革案の作成を担当した第4分科会の委員長であったソン・ドクス（梨花女子大学教授）は次のように説明する。韓国でも（日本民法と同様に）3年ないし1年の短期消滅時効が規定されていたが、種々の短期時効を置くことの合理性が疑問視され、時効期間の統一化が目指された。また、債権の原則的時効期間が10年というのは、現代社会における取引関係を速やかに終結させなければならない必要（거래관계를 속히 종결하여야 할 필요）を考慮すると長すぎるので、短期化が必要だが、権利者に権利行使ができる期間を十分に保障するために、客観的起算点から10年、主観的起算点から5年の二重期間にしたというわけである⁵²⁾。このような二重期間化により「債権者の権利の保護に万全を期しながら、債権者に対して迅速に権利を行使させることによって証拠の散逸などによる紛争費用が減少すると期待されている⁵³⁾」という。

51) 권영준, 242면, 송덕수, 시효에 관한 2011년 민법개정안 연구, 법학논집, 제15권4호, 2011, 24-25면. 後者のソン・ドクス教授の論文は2011年の民法改正委員会案の解説であるが、その内容は法務部の民法改正案に引き継がれ、改正内容は同じであるため、改正案の趣旨を知る上で参考になる。

52) 송덕수, 22-23면. なお徐熙錫・前掲注(49) 72-73頁も同趣旨の説明をする。

53) 金祥洙「法人・事項に関する民法一部改正法律案・上」国際商事法務39巻8号(2011年) 1215頁。

② 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効

また不法行為に基づく損害賠償請求権については、短期時効は日本民法と同じく損害及び加害者を知った時から3年、長期時効⁵⁴⁾が不法行為を行った日から（不法行為를 한 날로부터）10年であったが、どちらも被害者の権利行使にとって短すぎるということで、短期時効が5年、長期時効が不法行為に起因する損害が発生した日から（불법행위로 인한 손해가 발생한 날부터）20年に伸ばすことが提案された（改正案766条2項）。短期時効を3年から5年にしたのは、債権の原則的時効期間を主観的起算点から5年にしたことと統一を図ったためである⁵⁵⁾。長期期間を20年と2倍にした背景について、民法改正員会で時効法改革案の作成を担当した第4分科会の委員長であったソン・ドクスは次のように説明している⁵⁶⁾。

現行民法の長期期間の10年は、環境汚染に基づく健康侵害（환경오염으로 인한 건강침해）や職業病（직업병）事件など長期間潜伏した後で発生する類型（장기간 잠복하여 있다가 발생하는 유형）の事故被害者を救済することができない問題点があった。そして詐欺（사기）、強迫（강박）、隠匿（은닉）などの不法行為があっても、詐欺や強迫状態が10年以上続く場合には、後で詐欺や強迫の状態から被害者が抜け出して損害賠償しようとしても、消滅時効が完成していて、被害者が損害賠償を請求できない。このような点は、不法行為者が長期間、真相を隠蔽することで、被害者が損害賠

54) 韓国民法では不法行為による損害賠償請求権の期間制限は、766条1項で「3年間これを行行使しないと時効により消滅す」（3年間 이를行使하지 아니하면 時効로 인하여消滅한다）と規定され、同条2項で「10年を経過した時も前項と同じである」（10년을 經過한 때면 前項과 같다）と規定されているので、学説・判例とも10年期間は除斥期間ではなく時効と解している（池元林・前掲注（45）1847頁）。そもそも日本の724条後段の20年期間も時効として規定されたのであって、判例（最判1989（平成元）・12・21民集43巻12号2209頁）が除斥期間としたが、今回の改正民法で改めて時効であることが確認された（改正民法724条2号）ことは周知の通りである。なお経過規定との関係での解釈論争の問題点については、松本克美「民法七二四条後段の二〇年期間の法的性質と民法改正の経過規定について」法と民主主義495号（2015年）41頁以下を参照されたい。

55) 송덕수, 51면.

56) 송덕수, 51면.

償を請求できなくなった場合にも同様である。

改正案は被害者保護(피해자 보호)のために損害賠償請求権行使の最長期間を10年から20年に大幅に(대폭)拡大した。この点については、拒否感(거부감)を持つ委員もいた。しかし、大部分の不法行為の場合には、5年の消滅時効で解決するし、20年の期間が問題となることは非常に少ないし、また、この少ない場合には最長期間が現行法と同じでは、到底保護することができないために(도저히 보호될 수 없기 때문에)20年案で最終確定した。

更に20年期間の起算点も現行民法の「不法行為をした日」(불법행위를 한 날)ではなく、「不法行為による損害が発生した日」(불법행위로 인한 손해가 발생한 날)と合理的に(합리적으로)規定した。このことは、現在の判例の態度とも一致する⁵⁷⁾。

③ 未成年者に対する性的侵害(성적 침해)の場合の特別な時効停止規定の新設

また改正案は、未成年者(韓国では19歳が成人年齢)に対する性的侵害がある場合には、その損害賠償請求権は、被害者が未成年である間は、消滅時効が停止すると規定している(766Ⅲ)。これは、未成年者に対する性的侵害の特性上、未成年の間に損害賠償請求することが極めて困難(대단히 어렵다)だということを考慮して、被害者保護のために規定したものである。そして、このような態度は、最近の世界的趨勢にも符合する。さらに、最近そのような不法行為が多く発生し、また、そのような不法行為の中では、被害が甚だしい(극심한)場合が珍しくない点も勸案した。この規定は未成年者保護の必要性に照らし、未成年者の法定代理人が損害および加害者を知っている場合にも同様に認定される⁵⁸⁾。

しかし、先に述べたように、民法改正案は国会の任期満了により廃案になってしまった。

その後、後者の特別な時効停止事由は、それ単独での民法の一部改正案

57) 송덕수, 51면.

58) 송덕수, 52면. 金祥洙·前掲注(53) 1216頁。

として、2018年に法務部より国会に提案されており、審議を待っている状態である。

IV 日本法への示唆

以上のドイツ法、韓国法の時効法改革動向も踏まえて、最後に日本法への示唆を検討しよう。

1 一定の人格的利益侵害に対する時効の長期化

ドイツ民法典は2002年施行の債務法の現代化の際に、生命、身体、健康、自由の侵害に対する損害賠償請求権については、それ以外の損害賠償請求権の長期時効が10年なのに対して、30年とした。しかし、改革の実質は、これらの法益侵害に対する損害賠償請求権の消滅時効を従前より長期化したのではなく、もともと債権の一般的消滅時効期間でもあった30年という時効期間を、これ以外の法益の長期時効については、10年に短縮したのであった。

これに対して、日本では、不法行為に基づく損害賠償請求権の長期時効は20年であり、この点は改正民法でも変わらず、また債務不履行に基づく損害賠償請求権については、以前は権利行使可能な時より10年であったものを、生命・身体侵害の場合の損害賠償請求権については、20年にしたわけである。ただし、権利行使できることを知った時から5年という短期時効が適用されるので、主観的認識がある場合は、従来の10年より半分の期間で消滅時効が完成してしまうのであるから、前述したように生命・身体侵害の損害賠償請求権の時効が長期化した点は、実質的にはあまり意味を持たないようにも思われる。

なお韓国民法の改正案では、後述の特別な時効停止規定を除けば、生命、身体等の人格的な利益侵害についての時効期間の長期化は提案されていない。前述したように不法行為法の長期時効を10年から20年にする改正の背景として環境汚染による健康侵害や職業病など潜在的被害の例が出さ

れていたように、最長期間を長期化する中で人格的利益の保護が考慮されていると言えよう。

2 例外的時効期間の対象となる人格的利益の拡大

また、ドイツでは通常より長期化する損害賠償請求権の被侵害法益の範囲が日本より広く、健康、自由も含めている。ただし、日本の改正民法においても「身体」は「健康」を含むと解釈すれば⁵⁹⁾、この点は違わない。また、身体的物理的な拘束の意味での「自由」の侵害は、確かにそのような状態に陥っている時には、被害者が権利行使をすることが困難であるが、これも改正民法の解釈として身体的拘束を「身体」に対する侵害として解釈すれば、日本民法の保護範囲がドイツ民法と比べて実質的に狭いというものでもないと考えられる。

問題はドイツや韓国のようにこれに加えて「性的自己決定」ないし「性的被害」に関する損害賠償請求権の時効について特別な規定を置くべきかどうかである。以下、特別な時効規定、短期消滅時効の適用排除の問題として検討しよう。

3 特別な時効停止（完成猶予）規定の導入

ドイツや韓国で未成年の間（韓国）、あるいは成人になってもそれから

59) 部会第74回会議（2013年7月16日）に提出された「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（1）」部会資料63は、「性的自由の侵害、身体的自由の侵害や健康の侵害」についても生命・身体に関する時効期間の特則を設けた「趣旨が当てはまると考えられるが、いずれも身体の侵害に含まれるものと理解する余地がある」とする（10頁）。これに対して、同会議では、「理解する余地がある」だけでは不明確で、労災に関する事案では PTSD による精神的損害が争われることもあるので、「『身体の侵害』の意味に関しては、精神的な健康の侵害などが含まれる旨が明確となる規定を置いていただきたい」との発言があった（同会議議事録22-23頁）。しかし、それを受けて特に原案の文言がその後変わらずに改正民法が成立しているのであるから、「身体」には「性的自由の侵害、身体的自由の侵害や健康の侵害」も PTSD による精神的被害も含まれると解すべきであろう。

3年間、あるいは家庭生活共同体が終了するまでは、性的自己決定ないし性的侵害に対する損害賠償請求権の消滅時効が進行しないという特別な時効停止事由を定めているのは、前述したように一定の年齢になるまでは、被害者が被害として自覚することも、また、法定代理人を通じての権利行使も困難であるという事情があるからである。

そのような事情は日本でも共通するはずである⁶⁰⁾。従って、少なくとも被害者が未成年の間は性的被害に対する損害賠償請求権の時効は停止するというような特別な時効停止事由を民法に導入することは、日本でも考えられて良い⁶¹⁾。なおドイツ民法典の「家庭生活共同体」という概念は日本では馴染みがないが、例えば、「同居する共同生活中に同居者からの性的被害が生じた場合は、その共同生活が終了するまで時効が停止する」というような規定を設けることも検討に値するのではなかろうか。

4 短期時効期間適用排除

先に検討したように、ドイツ民法典は、故意の生命、身体、健康、自由、性的自己決定の侵害の場合は主観的起算点から3年の短期時効の適用を排除する改革を実現した。もっとも、原告側で被告の加害行為や故意を証明しなければならないのであろうから、不法行為や債務不履行からあまりに長期間経過後に損害賠償請求権が行使される事態が激増するわけではないであろう。実質的に意味があるのは、故意による性的自己決定侵害や、児童虐待である2013年の改正法前では、児童期に性的虐待を受けた場合、ドイツでは満21歳まで時効は停止するが、被害者が加害者を知ってい

60) 児童期の性的虐待に対する損害賠償請求権の行使の困難性の問題については、松本克美「児童期の性的虐待に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」立命館法学349号（2013年）1069頁以下参照。

61) 筆者は、従来からこの点を強調してきた。松本克美「消滅時効の起算点・中断・停止の立法について」椿寿夫編『民法改正を考える』（法律時報増刊、2008年）104頁以下、同『続・時効と正義 消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年。後で傍点部分で引用）302頁以下。

るような場合は、それから3年、すなわち満24歳になった時点で時効が完成してしまう。しかし、それではあまりに権利行使期間が短すぎるのではないかという問題が生ずる。また、性的虐待を伴わない児童虐待の場合は、満21歳になるまで時効が停止するという規定が適用されないので、被害者の法定代理人が児童虐待に気付きながら、それに対する損害賠償請求権などを行使しなければ3年で時効が完成してしまい、被害者本人の権利行使期間を確保する上でも、短期消滅時効期間を排除することが実質的に望ましいと考えられたことが2013年改正の背景にある。

さらに、また、成人が性的被害を受けた場合でも、加害者を知っていれば3年以内に提訴可能かといえ、それも短すぎるということでドイツでは上述した改革がなされた。

故意による一定の法益侵害の場合には、消滅時効の二重期間の例外として、主観的起算点からの短期消滅時効の適用を排除するドイツ民法の方式は、そもそも不法行為以外の損害賠償請求権については、2002年の改正までは請求権成立の時から30年の長期時効しか適用されなかったことを考えれば、全く新たな法状況を突如生み出したわけでもないとも言えるかもしれない。そして、短期消滅時効廃止の理由が、故意により生命・身体・健康・自由・性的自己決定を侵害し、損害を与えた加害者を3年の短期消滅時効の満了で免責するよりは、被害者の権利行使の困難性に配慮すべきという思想に基づくとしたら、そのような法政策にも一定の合理性はあろう。

ただ、日本では、明治民法典以来、不法行為の場合は主観的起算点からの3年の消滅時効が存在し、今回の改正民法も債権の消滅時効期間を二重期間化して、主観的起算点からの短期消滅時効の導入に眼目があるのであるから、特定の法益侵害の場合に限り短期消滅時効を排除するという改革はあまりにドラスティック過ぎるかもしれない。

そこで、私見はとりあえず次節で述べるような改革案を提案したい。

V 時効法改革私案

前述したように生命・身体への侵害に関する長期消滅時効について、今回の民法改正では特別な規定を設けた。すなわち、債務不履行に当たる生命・身体侵害の損害賠償請求権については、長期時効期間を原則の10年から2倍化し、20年とした。また、不法行為による生命・身体侵害の場合の短期消滅時効期間を原則の3年から2年伸長し、5年とした。

この改革により、生命・身体侵害の場合は、債務不履行であれ、不法行為であれ、時効期間は短期が5年、長期が20年に統一化された。しかし、これも前述したように、債務不履行による生命・身体侵害の場合には、従来の権利行使可能な時から10年という〈時効メリット〉が、主観的起算点からの5年という短期消滅時効の導入により失われるという問題点を指摘できる。また、不法行為による生命・身体侵害の場合に、短期時効を3年から5年に伸ばすことによってどれだけの現実的メリットが生ずるのであろうか。

私見は、むしろ、次のような改革案を提案したい。

すなわち、債務不履行でも不法行為でも生命・身体侵害の損害賠償請求権の短期消滅時効は10年とする。長期は今回の改正民法の通りどちらも20年とする。このような提案は、債務不履行による生命・身体侵害の損害賠償請求権については、前述のように民法改正論議の過程でも提案されていた意見であって、奇妙奇天烈な奇説ではない。また不法行為による生命・身体侵害の場合においても、これらの法益の価値の重大性、権利行使の困難性に配慮するならば、権利行使をすることができることを知ってから、ないし、損害及び加害者を知ってからであっても10年くらいは権利行使の熟慮期間を保護しても良い。従来の安全配慮義務違反の債務不履行構成の場合は、権利行使をできることを知っていても、10年は時効は完成しなかったのである。それをむしろ不法行為の場合にも拡大することこそ合理

的なものではなからうか⁶²⁾。

また、性的侵害に対する損害賠償請求権は、ドイツ民法や韓国の改正民法案でも提起されているように少なくとも未成年の間は時効は停止するという特別規定を民法に導入すべきである。上述のように短期消滅時効を10年にするならば、未成年の間の性的被害については、成人(現在満20歳だが2022年4月1日から満18歳に引き下げ)になってから、早くとも10年は時効は完成しないから、満30歳(成人年齢引き下げ後は満28歳)になるまでは権利行使期間が保存されることになる。権利行使を実現するための種々の支援を得る可能性も、改正民法の5年の期間よりも10年間の方が広がるだろう。

なお改正民法論議の過程では、生命・身体の損害賠償請求権の長期消滅時効期間は30年に伸長したらどうかという提案もあった⁶³⁾。又、改正民法成立後の今後の課題として長期時効のさらなる長期化ないし撤廃を示唆する見解もある⁶⁴⁾。ドイツ民法は上述したように、生命、身体、健康、自由侵害の場合の長期時効期間は30年としている。但し、ドイツ民法は、その

62) なお前述の民法(債権法)改正検討委員会は、民法724条を廃止して、生命・身体等の人格的利益侵害の損害賠償請求権の主観的起算点からの短期消滅時効期間を5年又10年とする案を提案している(前掲注(7)203頁)。

63) 民法(債権法)改正検討委員会は生命、身体等の人格的利益の侵害の場合の損害賠償請求権の長期期間を30年とすることを次の理由とともに提案している。「生命・身体・名誉等の人格的利益に対する侵害の場合には、被害者たる債権者は、通常の生活を送ることが困難な状況に陥り、物理的にも、経済的にも、精神的にも平常時と同様の行動をとるよう期待することができない状況になることがありうる。そのような場合にも、債権者に、債権の発生原因と債務者を知ったならば事実関係の曖昧化防止措置を講じることができるはずであるし、他者に負担をかけないようにそれを速やかにすべきであるとするのは、適当ではない。他方で、債務者は深刻な被害を他人に生じさせたのであるから、他の場合に比べて強度の負担や不安定にさらされることになっても仕方がない。また、このような場合には、取引社会の安全の保護を背後に退かせてもよいであろう。」(前掲注(7)203頁)。特に下線部分は私見も大いに共感するところである。

64) 澤野和博は、「生命又は身体を害する不法行為については、長期の期間制限を撤廃するか、より長期化する必要があるものと思われる。」とする(澤野和博「消滅時効」安永正昭・鎌田薫・能見善久監修『債権法改正と民法学I総則・物権』2018年、563頁)。

場合の客観的起算点を損害賠償請求権の成立と損害の認識ないし重過失ある不知を考慮することなく、行為の行われた時ないし義務違反、その他の損害を惹起した事象から30年で消滅時効にかかる（verjähren ohne Rücksicht auf ihre Entstehung und die Kenntnis oder grob fahrlässige Unkenntnis in in 30 Jahren von der Begehung der Handlung, der Pflichtverletzung oder dem sonstigen, den Schaden auslösenden Ereignis an.）と規定している。この規定の文言によれば、長期時効の30年の起算点解釈においては、損害賠償請求権の成立は度外視されるのであるから、損害の発生も前提とされないことになる⁶⁵⁾。

これに対して日本では（また、前述したように韓国でも）、724条の20年期間の起算点である「不法行為の時」とは、判例上、損害発生の時と解されている⁶⁶⁾。そこで、例えばアスベスト疾患のように潜伏期間が30年から40年と非常に長い被害を受けた場合、ドイツ民法によれば加害行為から30年以上経過しているとして損害賠償請求権が消滅時効により消滅する場合でも、日本では、「不法行為の時」が損害発生時なので、時効は完成していないとして請求が認容される可能性がある。このような起算点解釈のもとでは、ドイツ民法のように生命・身体等の侵害の場合の損害賠償請求権の

65) Grothe, § 199 Rn.52. グローテは、損害自体が現実について発生するかは考慮されない（ohne Rücksicht darauf, wann der Schaden wirklich eintritt.）という。デルナーは、母親が妊娠中に違法に流通させられた薬剤（In-Verkehr-Bringen eines Medikaments）を服用して、生まれた子どもが35年後にそれが原因で癌を発症したとしても、損害賠償請求権は消滅時効にかかっているという例を出している（Nomos Kommentar, Bürgerliches Gesetzbuch, 10.Aufl.2019/D. öllner, § 199 Rn.7）。

66) 筑豊じん肺訴訟・最判2004（平成16）・4・27民集58・4・1032。この判決の詳細と「損害の発生」の意味については、松本・前掲注（61）「展開」77頁以下、同「民法724条後段の20年期間の起算点と損害の発生——権利行使可能性に配慮した規範的損害顕在化時説の展開——」立命館法学357・358号（2015年）1828頁以下、同「不法行為による潜在型損害の長期消滅時効の起算点——民法724条の『不法行為の時』と『損害の性質』論」立命館法学378号（2018年）788頁以下、同「民法724条の『不法行為の時』の解釈基準と『損害の性質』に着目した不法行為類型」立命館法学385号（2019年）1277頁以下を参照されたい。

長期時効期間を30年にしなくても良いと言えるかもしれない。

なおフランス民法典2226条1項は、人身損害に対する損害賠償請求権の消滅時効を「最初の損害または深刻化した損害が確定した時から (à compter de la date de la consolidation du dommage initial ou aggravé), 10年で時効にかかる」とし、同条第2項で「拷問野蛮行為 (barbarie), 暴力 (violences) または未成年者に対する性的侵害 (agressions sexuelles commises contre un mineur) を原因とする民事訴権は20年で時効にかかる」と規定しており、損害発生時を起算点として被害者保護を図っている点で参考になる⁶⁷⁾。

以上の私案を改正民法と比較するために図示しておこう。

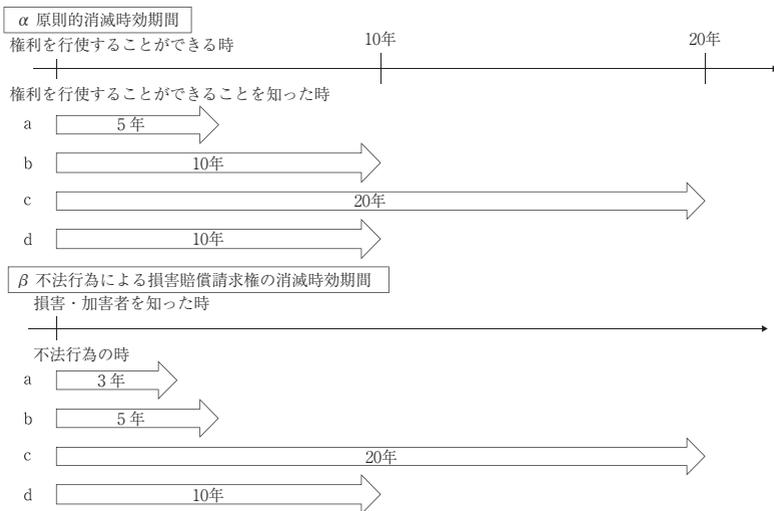
図を分かりやすくするために、債権の原則的消滅時効期間及び不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の主観的起算点と客観的起算点が一致する事例を図にしよう。

α -aは改正民法の債権の原則的消滅時効の主観的起算点からの短期消滅時効(5年)、 α -bは客観的起算点からの長期時効(10年)である。改正民法は生命・身体侵害の損害賠償請求権の長期時効を20年とするものである(α -c)。しかし、損害を被った時点で権利行使をできることを知っていたら、結局5年の短期時効が適用されるのであるから、改正民法の α -bと比べて期間は半減してしまい、長期化の実質的意味に乏しい。試案は、生命・身体侵害の場合の短期消滅時効を10年とする案である(α -d)。これならば、改正民法と比べて期間は短期化せず問題は少ない。また、最長20年の期間内では、損害が発生していても後から権利行使をできることを知ったなら、改正前より長い権利行使期間が保障されて、被害者保護にも資する。

不法行為に基づく損害賠償請求権の場合、改正案は生命・身体侵害の場

67) 金山直樹・香川崇「フランスの新時効法——混沌からの脱却の試み」金山編・前掲注(5)166頁。なおフランス民法の消滅時効は、ドイツや日本、韓国のような二重期間ではなく単一期間である。

合の短期消滅時効期間を5年に伸長する（ β -b）。しかし、改正前の3年（ β -a）と比べて2年伸長されるだけなので、どれほど実質的意義があるのか疑問である。私案はそれに対して生命・身体侵害の場合の短期消滅時効期間を10年と2倍化する提案である（ β -d）。これであれば、生命・身体侵害の場合、債務不履行構成でも不法行為による損害賠償請求権でも、主観的起算点から10年、客観的起算点から20年となり、バランスも良く、しかも、改正前よりも被害者保護が実質化される。



VI おわりに

本稿では、改正民法が原則的時効期間を二重期間化した上で、生命・身体侵害の場合の損害賠償請求権の時効期間については特別規定を設けたことの意義を確認した上で、21世紀になって大きな時効法改革を実現したドイツ民法と時効法改革案をまとめた韓国民法の改正論議も参考にし、さらなる時効法改革についての私案を提起した。

時効法改革を含む民法改正はすでに成立し2020年4月1日から施行される。この段階で次の改革案を提起するというのは現実味も乏しければ、実際上の意義も少ないのではないかと思われるかもしれない。しかし、ドイツ民法では2002年施行の大規模な時効法改革について11年後の2013年には故意による生命、身体、健康、自由、性的自己決定の侵害に対する損害賠償請求権について3年の短期消滅時効の適用を排除するという画期的な時効法改革を実現した。日本においても、一旦民法が改正されたら、それで思考を停止させ、議論を終わらせるのではなく、現行法に問題があるならば、それをより良い方向に変えていく議論を継続すべきではないか。

今後の時効法をめぐる議論に本稿がささやかにでも寄与できれば幸いである。

【付記】 筆者は2018年12月から2か月間、ベルリンのフンボルト大学法学部で、また2019年3月のひと月間、韓国のソウル大学法学専門大学院でそれぞれ客員研究者として学外研究をする機会に恵まれた。本稿は両国での学外研究の成果の一部でもある。フンボルト大学で受入教員となっていたいただいた Reinhard Singer 教授、ベルリン自由大学で消滅時効に関して質疑にに応じていただいた Helmut Grothe 教授、ソウル大学で受入教授となっていたいただいたハン・インソプ (한인섭) 教授、本稿でもご著書を引用させていただき韓国の民法改正についてご教示いただいたソウル大学クォン・ヨンジュン (권영준) 教授、梨花女子大学のソン・ドクス (송덕수) 教授にこの場を借りて謝意を表したい。

なお本稿の元になる研究報告を末川民事法研究会で行い (2019年6月23日)、参加された会員から貴重なご意見をいただいたことも付記しておく。